

○かすみがうら市総合計画策定に関する条例

平成27年6月23日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、かすみがうら市が総合的かつ計画的な市政運営を図るため、かすみがうら市総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針をいう。

(2) 基本構想 市のまちづくりの基本理念であり、市の将来像及び基本目標を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想実現のための基本的方向性及び体系を示すものをいう。

(総合計画の変更)

第3条 市長は、社会情勢の変化や市政の新たな課題に対応するため、必要に応じその内容を変更するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめかすみがうら市総合計画審議会に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第23号）に規定するかすみがうら市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第7条 各行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。